

はろカフェ vol.6

～失業給付受給中の求職活動について～

勤労権の裏付けとしての失業給付

憲法において、国は国民に対して勤労権（第27条）を保障しています。

勤労権とは、労働の意思と能力をもちながら働くことができない国民が、国に対して就職の機会を与えられるよう求める権利です。国は失業中の労働者の再就職までの生活の安定と再就職の促進を講じる責務があり、これを具体化するために各種法律、法令等が定められています。

ハローワークでは、みなさまが就労する機会を確保できるよう無料の職業相談、職業紹介等の就職支援を行い、労働者の生活及び雇用の安定と就職の促進のために、雇用保険法に基づく失業等給付を支給しています。

失業給付の受給に必要な求職活動

このことから、失業給付を受給するためには、労働の意思、能力があることが前提となり、その実績として失業の認定を受けようとする期間に一定回数以上の求職活動が必要となります。認定時に一定回数以上の求職活動が確認できない場合は、認定対象期間すべてが不支給となります。

求職活動とは

ハローワークの求人であったとしても、求人閲覧は求職活動にはなりませんので、ハローワークをご利用された場合は、職業相談（受付横にある「求職活動相談窓口」での簡易相談を含む。）を受けていただき、受給資格者証に求職活動の記録印を受けてください。

インターネットの求人サイトを利用してご自身で求職活動をする場合は、ハードルが高くなり、求人への応募（面接、応募書類の送付）が求職活動となります。求人サイトへの登録や求人閲覧は求職活動にはなりません。

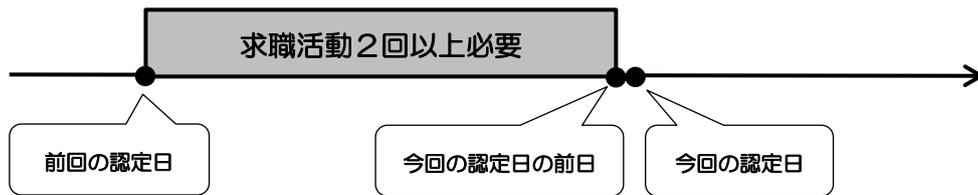
求職活動の範囲については、離職票提出時にお渡しした「受給資格者のしおり」で確認いただき、分からない点があれば、自己判断せずに給付の窓口へご相談ください。

求職活動の必要最低回数

- ① 初回認定日⇒待期満了日の翌日から初回認定日の前日までに1回以上必要



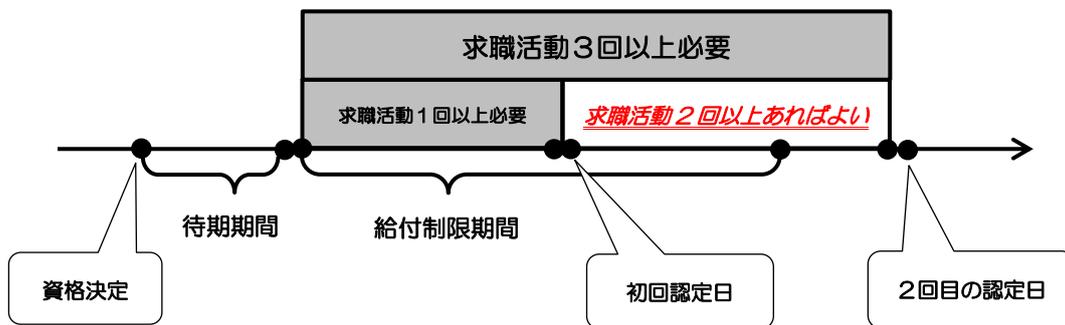
- ② 2回目以降の認定日⇒前回の認定日から今回の認定日の前日までに2回以上必要



- ③ 給付制限がある場合（自己都合、重責解雇による離職）の2回目の認定日

⇒待期満了日の翌日から2回目の認定日の前日までに3回以上必要

（初回認定日の前日までに最低1回以上求職活動が必要なことから、②と同様に、初回認定日から2回目の認定日の前日までに2回以上の求職活動実績があればよい。）



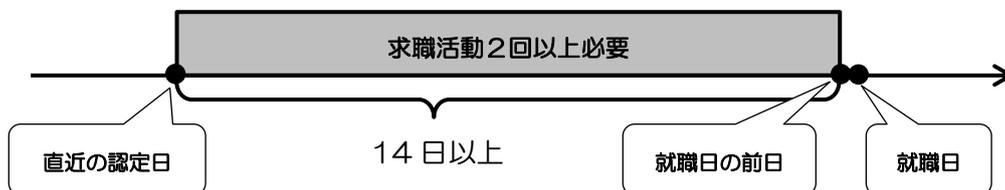
- ④ 認定対象期間が14日以上ある場合 ⇒求職活動が最低2回以上必要

認定対象期間が7日以上ある場合 ⇒求職活動が最低1回以上必要

就職の内定が出ている場合や公共職業訓練に入校することが決まっている場合など、認定対象期間（就職の場合は、直近の認定日から就職日の前日までの期間、訓練入校の場合は、直近の認定日から訓練入校日の前日までの期間となります。）が14日以上ある場合は、求職活動が最低2回以上必要となります。

また、認定対象期間が7日以上ある場合は、求職活動が最低1回以上必要となります。

（例）認定対象期間が14日以上で、就職の届出の場合



【次回コラム】

失業給付受給と雇用保険加入期間の関係について

【お問い合わせ】

西神公共職業安定所 雇用保険課

TEL 078-991-1100